

災害時における住宅相談の実施に関する協定書

長野県知事（以下「甲」という。）と長野県災害支援活動建築団体連絡会 代表 一般社団法人長野県建築士事務所協会会長（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための住宅相談の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための住宅相談（以下「被災者住宅相談」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者住宅相談の実施を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（被災者住宅相談の実施等）

第3条 乙は、前条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し被災者住宅相談を実施するものとする。

2 乙は、前条の被災者住宅相談を実施する場合に、関係団体等と連携する必要がある場合には、甲と関係団体等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

（相談者の負担）

第4条 前条第1項の被災者住宅相談は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、甲に対し被災者住宅相談に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第6条 甲及び乙は、平常時において、被災者住宅相談を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うなど、連携強化に努めるものとする。

（損害賠償）

第7条 この協定に基づく被災者住宅相談の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ決定する。

附 則

この協定は、平成29年3月29日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年(2017年)3月29日

甲 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県知事

阿部守一



乙 長野県災害支援活動建築団体連絡会

代表

長野市大字中御所字岡田124番地1

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

会長

小河節郎



（以下 長野県災害支援活動建築団体連絡会 会員）

長野市大字南長野字宮東426番地1

一般社団法人 長野県建築士会

会長

塙 洋介



長野市大字南長野字宮東426番地1

公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部

長野地域会 JIA 長野県クラブ

代表

山口 康憲



松本市出川3丁目8番1号

信州建築構造協会

会長

田村茂智



松本市宮渕本村1番2号

長野県建設労働組合連合会

執行委員長

壬生 一

